



問い合わせ先
中央図書館
0968(25) 1111

嶋屋日記の石橋

橋の架設は一大事業であり、人々の生活の要となるものです。近世、肥後の石工は全国的に見てもレベルが高く、市内にはいくつもの石橋が残されています。

「嶋屋日記」7冊目「年々鑑」には、文政6(1823)年12月4日に永山橋で行われた「渡り初め」について書かれています。「渡り初め」とは、橋が落成した際に行う式典のことで、高齢の夫婦や親・子・孫三代夫婦の揃った一家などが橋を渡ることが多いようです。日記の記述を見ると、今村から「一家内より夫婦三人完出ル」、つまり、1つの家族から夫婦が三組と、「赤星村徳平九十四才」、94歳の長寿の人が渡り初めを行ったようです。

橋が永久に続くようにとの願いを込めた儀式でしたが、その甲斐もなくこの橋は文政12(1829)年5月の洪水で流失してしまいます。現在残っている橋は、その代わりとして明治11(1878)年に130mほど上流に架けられたものです。現代と違い、当時の橋は頻繁に大水で流れるなど維持の難しいものでした。そのため「渡り初め」の他に



「年々鑑」より
二行目に「永山村石橋」

「橋堅×」(橋を守る儀式か)についての記述も多く、永山橋では「堅×踊り」、藤田河原橋(相生橋)では芝居興行を行っていたとあります。架橋の際には、工事を行う大工・石工の他にも経費集めや管理を行う役人の存在も不可欠になります。現在、永山橋とともに県指定重要文化財に指定されている立門橋について、日記には野津手永の石工とともに庄屋などの役人名が併記されています。こういった多くの人々の尽力の結果、今に残る立派な石橋が架けられました。200年ほど前の日記に書かれた記述が現在の橋の姿と重なり、当時の思いが浮かび上がります。

菊池デジタルアーカイブ(<https://dailibrary-kikuchi.jp/>)では「嶋屋日記」全1、永山橋・立門橋の写真を公開しています。ぜひご覧ください。

人権・同和教育シリーズ 157

問い合わせ先 人権啓発課
0968(25) 7209

ヘルプカードって知ってますか？

菊池市地域人権教育指導員 宮川淳一

7月28日、「差別のない明るいまちづくりのための第14回菊池市人権・同和教育研究大会」が開催されました。午前中の人権啓発講演会にて、「へこたれへん」の演題で講演されたみえ人権教育・啓発研究会代表の松村智広先生が、次のように話していました。

皆さんは「注※」ヘルプカード「ヘルプマーク」を知っていますか。私は、左足を30センチ切つて金属を入れています。先日、秋田商業高校サッカー部の生徒がそのマークを見て、エレベーターで

ありました。荷物を抱えた高齢者の女性が近くの駅までタクシに乗車。降りる際、もたつく女性に「近いところは乗るな」と運転手の罵声(ののしり)が。反対に、私が乗ったタクシの運転手さんは親切でした。乗るときも降りるときも、運転席からわざわざ降りて、荷物を積んだり宿泊先の玄関まで運んだりしてくれました。後者のタクシ会社では、社員を対象に企業研修を行っていたのです。

部落問題も、差別する側の問題です。厳しさもあるけれど、出口はあります。子どもは、人と人をつなぐ力をもっています。反差別の綱を子どもと一緒に引くことで、必ず変えられます。

皆さんは「注※」ヘルプカード「ヘルプマーク」を知っていますか。私は、左足を30センチ切つて金属を入れています。先日、秋田商業高校サッカー部の生徒がそのマークを見て、エレベーターで

奈良県では、毎月11日を「人権を確かめる日」として位置付けています。この長期的な取り組みが習慣となり、抑止力ともなっています。人権ポスターにも抑止力があります。教室に「いじめはだめ」「差別はだめ」などと掲示してあると、あえてそういった行動をする子どもはいません。

参加された市民からも「人権に対するいろいろなことに無関心だったり、他人ごとと捉えていると、差別のことは分かりません。自分が変わることが大事だということがよく分かりました」などの感想が寄せられました。松村先生の講演は元氣と勇氣を与えてくれました。人権問題について、これからも共に考えましょう。

私は、自分が知らなかったことに気付いたとき、人権感覚が高まります。過去と他人は変えられなくても、自分を変えることはできます。自分の周りにある問題も、見ようとしなければ見えません。耳にしか入らない声ではなく、心のポケットにまで入っていく声が必要です。

人は、自分が知らなかったことに気付いたとき、人権感覚が高まります。過去と他人は変えられなくても、自分を変えることはできます。自分の周りにある問題も、見ようとしなければ見えません。耳にしか入らない声ではなく、心のポケットにまで入っていく声が必要です。

（注※）内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮が必要であることを知らせるものです。福祉課でも配付しています。

